

## 会 議 録

会議の名称	茨木市公の施設使用料免除団体審査会（第2回）
開催日時	平成 25 年 2 月 7 日（木） （午前）・午後） 9 時 30 分 開会 （午前）・午後） 11 時 00 分 閉会
開催場所	茨木市福祉文化会館203号室
出席者	【審査会委員】 坪内隆、矢倉昌子、綾部貴子、木村武俊、木村正文 【担当職員】 徳永商工労政課長、今西市民生活課長、大神人権・男女共生課長 【事務局】 財政課長、係長2名、職員1名
欠席者	なし
議題(案件)	・ 公の施設使用料免除団体の審査について
配布資料	・ 次第 ・ 区分別使用料免除申請団体一覧

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会 長	<p>それでは、時間になりましたので、第2回公の施設使用料免除団体審査会を始めさせていただきます。まず、会議に入ります前に、本日の委員の出席状況を事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>現在、5名の委員全員の出席をいただいております。茨木市公の施設使用料免除団体審査会条例第7条第2項「過半数以上の出席」を満たしておりますので、この会議は成立しております。</p>
会 長	<p>それでは、第2回茨木市公の施設使用料免除団体審査会を開催させていただきます。これから順次、公の施設使用料免除団体の審査を行います。前回の審査会と同様に、市の関係職員から説明いただきたいと思っております。</p> <p>まず、労働センターを利用する団体について審査を行いたいと思っておりますが、これから審査の対象となる団体の中に、木村委員ご自身が関係されている団体があるということを経理から聞いておりますので、労働センターに関する団体の審査にあたりましては、木村委員にはご退席頂きたいと思っております。</p> <p>《 木村委員退室 》</p>
会 長	<p>それでは、審査を再開いたします。労働センターにつきまして、市の関係職員から説明いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。</p>
担当職員	<p>それでは、茨木市市民総合センターに設置しております、労働センターについて説明させていただきます。まず、茨木市市民総合センター条例をご覧ください。当該施設は、第1条にありますように、労働および消費生活に関する活動を増進し、市民福祉の向上に資するために設置されている施設です。また、11条において、勤労者のための講座や研修会、および福利厚生など労働センターにおいて実施される事業について規定しております。さらに、12条では、労働センターを使用できる団体は、労働関係として登録された団体と規定しております。次に、当センター条例施行規則をご覧ください。第13条の2第1項では、労働センターの免除団体にかかる審査要件を</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>規定しております。</p> <p>今回、18 団体から申請があり、すべて昨年の審査で免除団体として認められた団体です。内訳については、18 団体のうち 16 件が労働組合、勤労者の福祉の向上を図る事業を行う団体が 2 件です。本来であれば、申請のあった全ての団体について説明すべきではありますが、時間等の都合上、抜粋して説明させていただきます。</p> <p>まず、『総評全国一般全明治屋労働組合食品工場支部』の資料をご覧ください。こちらの団体の所在地は西河原三丁目 1 番、組織人数は 17 人です。支部規約、予算書、決算書については添付書類のとおりであり、規約第 4 条に目的、第 5 条に事業内容を規定しています。事業報告にありますように、継続雇用問題や春闘といった労働条件の改善等に取り組まれている団体であります。</p> <p>次に、『茨木市職員組合』であります。所在地は茨木市駅前三丁目 8 番 13 号、組織人数は 91 人、規約の第 6 条に活動目的、第 7 条に活動内容を掲げられています。その活動内容としては、労働条件の維持改善、組合員の福利厚生に関すること等です。</p> <p>つづきまして、『茨木市勤労者互助会』ですが、勤労者の福祉の向上に関する事業を行う団体であり、所在地は上中条一丁目 9 番 20 号、組織人数は 1,286 人です。次に、『茨木労働組合総連合』ですが、所在地は上中条一丁目 8 番 34 号、組織人数は 1,000 人であり、労働者と住民の要求実現を目的に活動しておられる団体です。これら以外の申請団体についても、すべて要件を満たしており、申請書類も完備しておりますので、よろしくご審査賜りますようお願いいたします。</p>
会 長	ご意見、ご質問などがございましたら、よろしく申し上げます。
委 員	『茨木市勤労者互助会』の活動目的で、「事業所に働くパートタイマーを含む従業員の福祉の増進」等を図ると書いてありますが、福祉の増進という部分について、もう少し具体的に教えていただけますか。
担当職員	単独では福利厚生が行われない小規模の事業所等を対象としており、少額の掛金で団体を組むことにより、福利厚生に関する互助事業や給付関係事業等を行っております。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
委 員	どういった層の方が多いのか、性別や年齢等を含め、教えていただけますか。
担当職員	市内に所在する個人・株式会社で、主に5人以下の事業所の従業員が会員となっております。男女の割合については、把握しておりません。
委 員	年齢層はどういった層の方が多いですか。
担当職員	特に、若年層に偏っていることはありませんので、幅広い年齢層に渡っているのではないかと考えております。
委 員	従業員だけで、事業主は入られていないのですか。
担当職員	従業員が加入されれば事業主も加入することは出来ますが、事業主だけで加入することは出来ない団体になっています。
委 員	23年度の施設使用実績を教えてください。
担当職員	申し訳ありませんが、把握しておりません。
委 員	『茨木労働組合総連合』の組織人数が1,000人というキリのいい数字になっていますが、実態は確認されていますか。
担当職員	一人一人の加入状況まで確認している訳ではなく、団体の記載をそのまま載せております。
会 長	実際の会員名簿や、会費の収入状況等を用いて報告していただきたいなと思います。
会 長	他に質問がないようでしたら、労働センターについて審査に付したいと思います。それでは、18団体を茨木市公の施設使用料免除団体として妥当とする答申をすることによろしいでしょうか。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
委 員	【異議なし】
会 長	労働組合等 18 団体を茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申したいと思います。 労働団体の審査が終わりましたので、木村委員には入室していただきます。
	木村委員 入室
会 長	それでは、審査を再開したいと思います。
担当職員	消費生活センターについて、説明させていただきます。消費生活センターは、消費者問題に関するワンストップサービスの拠点としての役割を担っています。主な業務は、消費者相談業務、消費者被害の未然防止のための啓発業務、各種情報の収集および提供等です。事務所は市民総合センター内に設置しています。 次に、今回、免除申請された団体は 5 団体であり、いずれも昨年の審査会において免除団体と認められた団体です。それぞれの活動内容等は、資料に添付しているとおりです。いずれの団体も、茨木市消費生活展やセンター主催の講演会等に積極的に参加しておられますし、消費生活センター運営懇談会委員としても参画され、また、市民福祉の向上に向けて活動しておられることから、施設の設置目的に合致した団体であると考えております。
	今回申請された 5 団体のうち、『茨木市消費者協会』について説明させていただきます。当協会は、消費者の生活及び権利を守り、消費生活の安定・向上を図るため、消費生活に関する知識・技能を習得し、衣食住および生活環境問題などについて学習会・講習会・市民講座などの啓発や教育活動を行い、消費生活関係団体の中心として活動しておられます。他の 4 団体についても、センターの設置目的に合致した団体であると考えておりますので、よろしく審査の程お願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問などがございましたら、よろしく申し上げます。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会 長	この5団体のうち、『茨木市中央生活学校』の会員数は25名というのですが、加入者が特定の会員のみではないということを示すものはありますか。
担当職員	『茨木市中央生活学校』の会員数は25人ですが、徐々に会員数が減少しつつありますので、活動実績も少なくなってきております。また、市から補助金を支出していることもあり、積極的に事業展開をしてほしいと要望しているところです。今後の状況によっては、補助金を支出する団体としては、厳しいのかなと考えております。
委 員	市から補助金が出ているのは、『茨木市消費者協会』と『茨木市中央生活学校』だけですか。
担当職員	そうです。
委 員	センター条例施行規則第13条の2第2項が免除団体の要件になりますよね。その第5号で「市内に活動の本拠を有している団体であること」という規定がありますが、『大阪よどがわ市民生活共同組合』、『生活クラブ生活共同組合大阪』、『生活共同組合コープ自然派ピュア大阪』はおそらく茨木市外が活動の本拠になりますよね。ただ、茨木市内にも支部があるということですか。
担当職員	そうです。茨木市内にも支部があり、その活動の本拠が市内にあるため、第5号の要件を満たしております。
委 員	第6号で「市民または市内に在勤し、若しくは在学している者で構成され、一定人員が確保されている団体であること」と規定されていますが、申請団体について、茨木市に在住・在勤している人が5人以上いるという確認は、とれているのですか。
担当職員	『大阪よどがわ市民生活共同組合』、『生活クラブ生活共同組合大阪』、『生活共同組合コープ自然派ピュア大阪』については、組合員数の記載は出来ていなかったのですが、規定以上の会員数はあると認識しております。申請書に一部記載漏れがあり、申し訳ございません

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	ん。後で、必ず補記するようにします。
委 員	茨木市消費者協会の会則の第2条において、「この会は市民総合センター内の消費生活センター内に置く」と規定されていますが、消費生活センターの活動を協会自体が行っているということですか。
担当職員	茨木市消費者協会が消費生活センターの仕事をしていることはありません。
委 員	市が実施しているのですね。
担当職員	はい、消費生活センターは市が行っております。ただ、色々な講演会等を実施する際に、消費者協会に委託したり、中心的に動いていただいたりすることがあります。
委 員	センターの利用料金にかかる負担の割合は、どうなっていますか。協会も使用されて、市も使っているということになってはいますが。
担当職員	協会の方は別で一部屋を使っていますが、その利用料金を市が支払っていることはありません。免除をしているのは会議室についてであり、それに係る使用料を免除していることになります。
委 員	第3条の消費生活に関する啓発というのは、消費者フェアや消費生活展などを指すのですか。
担当職員	そうです。
委 員	消費生活センターとハード面において非常に近いところで活動されているので、連携を取ることが多くなると思いますが、こういった部分での連携が多いのですか。
担当職員	消費生活センターとしてどういう位置づけで運営していくのか、根幹的な活動について意見をいただくところが一番連携の多い部分

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>かなと思います。</p> <p>団体の事務所の所在地について、公民館区事業実施委員会の審査の際にも指摘がありました。消費者協会も事務所をセンター内においでいますので、形態や料金の負担等について一定整理したいと思いでいます。</p>
委員	『茨木市中央生活学校』の事業報告を見てみると、新年互礼会をされたと書かれていますが、その詳しい内容は確認されましたか。
担当職員	申し訳ありませんが、詳細までは確認できておりません。
委員	市の補助金は支出していますか。
担当職員	はい。ただ、活動範囲や会員数が徐々に少なくなっていますので、24年度中に活動内容を一定見直してほしいと依頼し、会を存続するか否かも含めて検討していただいでいます。
会長	<p>消費生活センターの審査の中で毎年問題になっているのが、他にもスーパーを運営しているところはあるのに『生活協同組合』という特定の団体だけが免除されているという点です。これについて、昨年度は、茨木市が実施する消費生活に関する活動と連携している団体であるから、免除団体として認めるということであったと思いでいます。次に、『茨木市消費者協会』については、センター内に事務所があって常時職員がいるのに市の組織ではないということから、棲み分けが曖昧であるという議論があつたと思いでいます。先程の説明では、消費者協会は、消費生活センターが実施している活動の中心的団体であるということから免除団体として認めてほしいということでしたが、これも前回同じような指摘があつたのに改善されずずっと来ておられるので、早急に対応していただく必要があると思いでいます。また、団体の説明に当たっては、市との連携の実績について説明いただくことが必要かなと思いでいますので、次回以降はよろしくお願いでします。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
委 員	施設の規則の第13条の2第2項に、免除要件として営利を“目的としない団体であること”と規定されているので、申請のあった団体については、営利を目的としていないということをきちんと説明していただく必要があるのかなと思います。前回もその辺の議論がありましたので。
事務局	その点についての議論は初年度の審査で行われており、その時にお答えしたものが残っております。生活協同組合法第9条において、営利を目的とした事業を行ってはならないと規定され、『生活協同組合』はその大原則のもとに設立された団体であるということと、事業概要においても、消費者の生活改善や、消費者の権利を守る事業をおこなっており、決して売上を目的とした事業を行っているわけではなく、あくまで消費者の生活改善を目的とした活動を行っていることから、免除団体に該当するとされたところであります。
委 員	今後、委員が変わることもあるので、そのあたりをきちんと説明していただかないと、毎年同じ議論が出てきてしまうのでは。
会 長	それでは、消費生活団体の5団体を茨木市公の施設使用料免除団体として妥当とする答申をすることでよろしいでしょうか。
委 員	【異議なし】
会 長	では、消費生活団体5団体を茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申したいと思います。それでは、引き続き説明をお願いします。
担当職員	茨木市立男女共生センターローズWAMについて、説明をさせていただきます。初めに、男女共生センターローズWAMは、男女共同参画社会を推進し、女性の自立と社会参画を図ることを目的に設置された施設です。具体的な活動としては、男女共同参画に関する情報の収集や提供、各種講座・研修の開催、女性問題等に関わる相談業務などを行っています。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>次に、施設の免除基準についてですが、当該施設の設置目的と利用団体の活動実績を鑑み、公平性と適正な運用を確保するため、規則改正を行いました。免除基準は、施行規則第7条の2に第1号から第11号までありますが、改正を行ったのは第1号です。従前は“団体の設立趣旨がセンターの設置目的に適合する団体であること”と規定しておりましたが、今回、その後に“またはセンターの設置目的に適合する活動を相当期間行った実績がある団体”を加えております。また、第3号において、“センターの設置目的に適合する活動を”の後に、“現に”を加えております。改正部分は以上です。改正内容については、平成25年度以降の利用にかかる免除団体の審査について適用することを定めております。</p> <p>つづきまして、今回、申請のありました14団体について説明させていただきます。お手元に、申請書と「ローズWAM利用料免除申請団体活動実績一覧」を配付しております。まず、『親学の一步・いばらき』『部落解放同盟沢良宜支部女性部』『茨木市教職員組合女性部』『茨木民主商工会婦人部』を除く10団体は、昨年の審査会において、免除団体として承認いただいた団体であります。つづきまして、『親学の一步・いばらき』ですが、申請書の後ろに添付された規約によると、親としての学び、親になるための学びを勉強し、普及啓発することにより、子供が健やかに育つことができる社会を目指して活動しておられ、その中で男女共同参画社会の形成・促進を図るための活動をしておられます。昨年の11月に、ローズWAMの団体登録をされ、今回初めて免除申請をされたところであります。登録そのものは昨年の11月ですが、従前から相当期間ローズWAMの設立の趣旨に沿った活動をしておられることから、免除団体として認められる団体であると考えております。</p> <p>次に、『部落解放同盟沢良宜支部女性部』ですが、規約の第2条の設置目的において、「部落解放と男女平等社会の実現にむけて活動することを目的とする」と規定しております。1回目及び昨年の審査会では団体の設立趣旨が施設の設立目的に合致しないということで非該当という判断をいただいたのですが、今回の見直しによって、部落解放と女性問題という複合的な課題を抱え、男女共同参画の活動をされていることから、免除団体として認められるものと考えております。つづきまして、『茨木民主商工会婦人部』ですが、昨年の</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>審査会において、免除規約の第2条の団体の設立の趣旨が「中小業者の営業と生活、諸権利を守り、社会的・経済的地位の向上を図ること」であることから、免除団体に該当しないと判断されたのですが、今回申請された資料の前書きや活動内容等を総合的に判断し、今回は免除団体として認められる団体であると考えております。最後に、『茨木市教職員組合女性部』についてですが、教職員組合の女性部という位置づけであり、申請書に添付されている“運動方針”の中で、性差別の撤廃や女性の人権の確立、男女共生の労働条件の整備等の活動をされておられることから、免除団体に該当する団体であると考えております。現在、ローズWAMの登録団体は17団体ありますが、今回申請をいただいたのは14団体であり、残りの3団体は申請されていません。</p>
会 長	ご意見、ご質問などがございましたら、よろしくお願いいたします。
委 員	『部落解放同盟沢良宜支部女性部』には会員が約300人もおられるのですね。
担当職員	はい。それから、すいません、一点申し遅れましたが、『部落解放同盟沢良宜支部女性部』は一昨日の審査会で審査いただいた『部落解放同盟沢良宜支部』の女性部という位置づけです。現在、他の施設と重複して免除することは出来ないという原則がありますが、『部落解放同盟沢良宜支部女性部』につきましては、規約が独立していることや、予算・決算も別個であること、役員も別々に定められていること、また、男女共同参画という複合的な課題を抱えておられるということ等から、ローズWAMの利用について免除できると考えております。以上です。
委 員	『部落解放同盟沢良宜支部女性部』の裁判は、終わったのですか。
担当職員	予定では2月の次回の協議の中で終焉するという形で調整中です。
委 員	今回は、申請されたすべての団体が免除団体に該当するとお考え

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
担当職員	<p>ですね。</p> <p>はい、すべての団体が男女共同参画に関わる活動を“現に”行われているということから、免除団体に該当すると考えております。</p>
委 員	<p>今回、申請されていない団体があるということでしたが、どのような団体がいくつか教えていただけますか。</p>
担当職員	<p>1つは『北摂女性問題研究会』といいまして、女性の交流や親睦、学習等の活動を通して新しい男女共同参画社会の実現を目的に活動されている団体です。2つ目に『茨木市市役所職員労働組合婦人部』で、親団体から規約等の独立性が認められないのではないかとということで申請をされていない団体です。</p>
委 員	<p>『親学の一步・いばらき』の活動実績が、2か年とも同じような記載になっているので、もう少し具体的に教えてください。また、活動内容を見ていると、地域の支援や協働に関する活動をされているということですので、こういった組織や機関とネットワークを組まれているのか教えてください。</p>
担当職員	<p>昨年11月からローズWAMの登録団体となられてからは、定例会を月1回しておられ、それ以前は地域のコミュニティセンターにおいて定例会をしておられます。具体的な活動内容としては、昨年の秋にはローズWAM主催の暴力防止啓発講演会で『親学の一步・いばらき』の会員の方に講演いただき、また、大阪府内の市町村においても、そういった講演会や勉強会等をされています。</p>
委 員	<p>親学といっても色々な考え方があると思いますが、その中でも、男女共同参画に関して理解された上での団体であると認識していいですか。</p>
担当職員	<p>そうです。男女共同参画の考え方には色々な切り口があると思いますが、WAMの目指す方向で活動いただいていると考えております。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
委 員	<p>要は、その辺りがあまり見えてこないで、きちんと判断できるのかということです。例えば、『部落解放同盟沢良宜支部女性部』は、詳しい資料がきちんと添付されているので判断できますが、それに比べるとあまりにも資料の内容がシンプルすぎて判断に困るところがあります。</p>
担当職員	<p>申し訳ありません。今後は、内容が充実した資料の提出を求めていきたいと思えます。</p>
会 長	<p>ローズWAMの登録団体となるにあたって、何か基準はあるのですか。</p>
担当職員	<p>免除団体の基準と似通ったところではありますが、大きな違いとしては、趣味の会等は登録できませんし、また、スポーツ等の活動を目的とした団体は登録できません。</p>
会 長	<p>今回申請されている『劇団からふる』が趣味の会と異なるという判断は難しいのですが、昨年の審査会の中で、男女共同参画の色々な企画事業に協力をしてもらっているので、施設の設置目的と合致するということから、免除団体として認められたわけです。そうすると、『親学の一步・いばらき』もそうですが、中身がきちんと分からないと免除団体として認めるか否か判断できないですね。活動内容をきちんと示していただかないと、WAMの登録団体であるから使用料免除団体に該当するというのでは、厳しい部分があります。</p>
委 員	<p>登録団体であれば、免除団体になるということですか。</p>
担当職員	<p>いえ、そうではありません。他の施設と重複して免除することはできませんので。</p>
委 員	<p>ということは、登録団体で重複申請がなければ免除団体になるということですか。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
担当職員	現状では、そういうことになってくると思います。それと、『劇団からふる』についてですが、ローズWAMが設置された際に市民講座を開設し、その講座の卒業生が劇を通して男女共同参画社会を作っていくということを目的に作られた団体ですので、免除団体に該当する団体であると考えております。
委 員	せっかく資料を作っておられるのですから、この資料に、団体の活動実績や趣旨・目的がきちんと記載されていれば、我々も何度も質問や議論をしなくてもいいわけですよ。
担当職員	申し訳ございません。次回以降は、もう少しわかりやすい資料を作らせていただきます。
委 員	登録団体は何団体ありますか。
担当職員	現在 17 団体あります。
会 長	男女共同参画にかかる市の活動というのは、切り口が非常に多岐にわたりますし理念的なところもあるので、何とでも理屈付けすれば免除団体になるのかと思われかねないので、免除団体に適合するのか否かという判断基準について、市の考えをきちんと示していただく必要があるのかなと思います。今回は、規則改正で増えた団体と、新たに申請された団体がありますが、後者の方の団体で、会費が2万円でそのうちの11,000円が施設の使用料という団体がありますので、免除適用すべきなのかなと思うところもありますが、今後、積極的に活動されると判断されて免除適用できると考えられたということですね。
担当職員	先程の『親学の一步・いばらき』は、昨年11月に登録された団体であり、登録されてからは毎月定例会に参加されておられますし、毎年実施しているWAMまつりにも参加していただいております。また、この団体については若い世代の方々に参加いただけるということで新たな風を吹き込んでくれるのではないかなという期待もっております。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
委 員	入られている方の年齢層を教えてください。
担当職員	20～30代も含め、ほぼ50代くらいまでです。
担当職員	勉強会に参加されている方の中には、早くして出産されて育児される方が多くおられるということなので、そういった方がWAMの活動に参画いただき、新たなグループに成長していただければいいなと期待しております。
会 長	そうしましたら、以上の14団体につきまして、審査に付したいと思えます。それでは、この14団体を茨木市公の施設使用料免除団体として妥当とする答申をすることによろしいでしょうか。
委 員	【異議なし】
会 長	では、この14団体を茨木市公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申したいと思えます。
会 長	それでは、審査対象団体は以上になりますので、平成24年度公の施設使用料免除団体審査会を終了いたします。なお、これまで開催してまいりました審査会の審査内容を取りまとめました答申書の作成につきましては、私に一任いただくことでご異議ありませんでしょうか。
委 員	【異議なし】
会 長	では、ご異議がないようですので、今後の取り扱いに関しましては私に一任ということで対処させていただきます。これまで2回にわたる審査会を各委員の皆様のご協力を得まして、審査を無事に終了出来たことについて、改めてお礼を申し上げます。
事務局	最後に、事務局から連絡事項をお伝えします。会議録については、後日、郵送またはメールで送付させていただきますので、確認いただいた後、ホームページ等で公表させていただきます。あと、審査

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>の中で、団体の事務所や所在地が公民館であるとか会長宅であるとか、バラツキがありましたので、次回に向けて整理していきたいと思います。</p> <p>もう1つは、活動実績に基づき審査いただくこととなりますが、説明が足りなかった部分もありましたので、再度明確化したいと考えております。協働や連携といった言葉も出てきましたが、具体的な内容がわかりづらいということもありますので、今後はもっと簡単な言葉で説明するよう改めていきたいと思います。これをもちまして、審査会を終わりたいと思います。ありがとうございました。</p>